

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等					
					開示	一部開示	不開示	存在	存否	応答	拒否	1号	2号	3号	4号	5号			6号	7号	8号	9号	
1	R5.12.22	R6.1.4	〇〇株式会社 東京都知事許可第〇〇号 令和4年8月1日から令和5年7月31日の決算変更届一式（閲覧対象部分に限る）	20	1																(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設業課	
2	R5.12.22	R6.1.4	株式会社〇〇 東京都知事許可第〇〇号 令和4年8月1日から令和5年7月31日の決算変更届一式（閲覧対象部分に限る）	15	1																(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設業課	
3	R5.11.7	R6.1.5	・24都市政土第642号 東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画（A-1～A-4地区）の企画提案書の提出について ・03都市政土第397号 東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画の企画提案書の提出について	1331	1						1	1	1								(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条2号) 氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。 (7条3号) 公になっていない電話番号は、当該法人に限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条3号及び4号) 各階平面図、断面図、建物内部の間取りが分かる部分等は、計画段階である建築物等に関する事業者の独自のノウハウが含まれる左記の情報を公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 (7条3号) 天空図は、計画段階である建築物等に関する事業者の独自のノウハウが含まれる左記の情報を公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
4	R5.11.7	R6.1.5	令和3年度及び令和4年度における下記街路灯の電気料金等払込取扱票、電気料金等払込票、振込依頼書、電気料金等振込通知書、電気料金等請求書、領収書及び電気料金集約分内訳表 一式 ・富士見橋街路灯 ・有明北地区内街路灯 ・豊洲地区公衆街路灯 ・晴海地区内公衆街路灯	385	1						1	1									(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することが出来るものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条4号) 公にすることにより、犯罪の予防等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局第一市街地整備事務所管理課	
5	R5.12.25	R6.1.5	(1) 建設業新規許可業者名簿 (東京都知事許可 令和5年7月) (2) 建設業新規許可業者名簿 (東京都知事許可 令和5年8月)	※	1																—	都市整備局市街地建設部建設業課	
6	R5.12.22	R6.1.10	東京都国立市〇〇〇〇-〇〇における建築基準法旧法第43条第1項ただし書許可に関する道の協定書、道についての図面及び建築基準法第43条第2項第2号許可に関する道の協定書、道についての図面	5	1																—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	
7	R5.12.20	R6.1.10	(1) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 (2) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 (3) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 (4) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 (5) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 決算変更届出書（閲覧対象部分に限る） (1) は2019年と2023年の2期分 (2) ～ (5) は2019年から2023年の5期分	※	1																	(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設業課
8	R5.12.21	R6.1.10	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 (1) 令和4年5月10日受付 建設業許可申請書 様式第一号 (2) 令和4年5月10日受付 建設業許可申請書 別紙四（専任技術者一覧表） (3) 令和4年5月10日受付 建設業許可申請書別とじ 様式第七号（常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書）	3	1							1										(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。	都市整備局市街地建設部建設業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	存在	存否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
																					拒否	
9	R5.11.14	R6.1.11	4都市整再第735号 4都市整再第640号 西富久地区市街地再開発組合 解散認可申請書 西富久地区市街地再開発組合 決算報告承認書	649	1						1	1	1		1					(7条2号) ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 ・市街地再開発組合、当該参加組合員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条3号) ・法人の事業及び財産管理に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・事業を営む個人の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・市街地再開発組合、当該参加組合員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・市街地再開発組合の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合や当該市街地再開発組合等に関係する法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) ・公にすることにより、建物への侵入等の犯罪行為を容易にするなど防犯上の支障をきたすため。 ・公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条6号) ・当該番号は、公にされていない情報であり、公にすることによって不特定多数の人物から本来の業務に係る無関係の電話がなされることで、職員の適切な業務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地整備部再開発課	
10	R5.11.14	R6.1.11	5都市整再第410号 西富久地区市街地再開発組合 解散認可申請書 西富久地区市街地再開発組合 決算報告承認書	646	1						1	1	1		1					(7条2号) ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 ・市街地再開発組合、当該参加組合員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条3号) ・法人の事業及び財産管理に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・事業を営む個人の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・市街地再開発組合、当該参加組合員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・市街地再開発組合の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合や当該市街地再開発組合等に関係する法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) ・公にすることにより、建物への侵入等の犯罪行為を容易にするなど防犯上の支障をきたすため。 ・公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局市街地整備部再開発課	
11	R6.1.9	R6.1.12	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和5年12月末現在)	※	1															—	都市整備局市街地建築部建設課	
12	R5.11.17	R6.1.15	04都市整防第901号「東向島二丁目2番地区防災街区整備事業組合の設立認可について」	412	1						1	1	1	1	1					(7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号)法人の事業及び財産管理に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。その他	都市整備局市街地整備部防災都市づくり課	
13	R5.12.28	R6.1.17	・陳情・要請について(イコモス・ヘリテージアラートの発出について)(R5.9.12) ・(9月8日金見用 質疑・想定)神宮外苑再開発ヘリテージアラート ・(9月15日金見用 質疑・想定)神宮外苑再開発(樹木保全の要請について)	9	1															—	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
14	R5.12.28	R6.1.17	神宮外苑の再開発を巡ってイコモスからヘリテージ・アラートが出ていることについて 2、「イコモス独自の認識のもとで一方向的に発信された」という見解に関する根拠の文書や図面や電磁的記録																	1	—	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
15	R6.1.4	R6.1.18	総合設計制度等による開発上の優遇措置を受けていると思われる中央区佃の大川端(リバーシティ)西ブロックへのトランクルーム設置について、同ブロックの管理組合もしくは施工依頼を受けた会社から東京都建築指導課に提出されたとする住民によるトランクルーム設置要望、意向の高さを示す資料及びその受け取りに関するやり取りを記録した行政文書																	1	(7条3号)請求に係る建築物を管理する管理組合の内部管理情報であり、公にすることにより、建築物の適正な管理等事業運営に支障が生じ、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	都市整備局市街地建築部建築指導課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分									非開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	不開示	不存在	(根拠規定) 条例7条										
									存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号			5 号	6 号	7 号	8 号
16	R6. 1. 15	R6. 1. 18	建築計画概要書 平成28年度 第6310号	8	1													都市整備局 多摩建築指導事務所 建築指導第一課	
17	R5. 11. 21	R6. 1. 19	・日比谷エリアまちづくり基本構想 ・日比谷エリアまちづくり基本構想 参考資料 ・日比谷エリアまちづくり検討会 規約	35	1	1	1		1									都市整備局都市 づくり政策部開 発企画課	
18	R6. 1. 5	R6. 1. 19	下記企業の建設業許可申請書に記載されている貸借対照表、損益計算書、直近2期分及び役員一覧 (1) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 (2) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 (3) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 (4) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 (5) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 (6) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 (7) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 (閲覧対象部分に限る)	81		1					1							都市整備局市街 地建設部建設業 課	
19	R6. 1. 12	R6. 1. 19	建築基準法第12条第1項に基づく 定期調査報告概要書 (東京都收受:令和4年1月20日) 建築基準法第12条第3項に基づく 定期検査報告概要書(防火設備) (東京都收受:令和5年5月31日) 定期検査報告概要書(昇降機) (東京都收受:令和4年12月2日 登録番号1988078543) 【対象建築物】 所在地:東京都狛江市〇〇-〇〇- 名 称:〇〇 用 途:共同住宅	6	1													都市整備局多摩 建築指導事務所 管理課	
20	R6. 1. 17	R6. 1. 22	東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇 建設業許可申請書 (閲覧対象部分に限る)	16		1					1							都市整備局市街 地建設部建設業 課	
21	R5. 12. 28	R6. 1. 23	築地市場跡地とその周辺地区の再開発を都に提案したグループの提案書、要望書すべて				1	1			1	1	1					都市整備局都市 づくり政策部土 地利用計画課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分									非開示理由等	所管局部課等							
					開示	一部開示	不開示	存在	存否応答拒否	(根拠規定) 条例7条												
										1号	2号	3号	4号			5号	6号	7号	8号	9号		
22	R6.1.8	R6.1.23	5都市整再第33号 5都市整再第59号 西富久地区市街地再開発組合 解散認可申請書 西富久地区市街地再開発組合 決算報告承認書	650	1						1	1	1	1							(7条2号) ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 ・市街地再開発組合、当該参加組合員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条3号) ・法人の事業及び財産管理に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・事業を営む個人の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・市街地再開発組合、当該参加組合員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・市街地再開発組合の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合や当該市街地再開発組合等に関係する法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) ・公にすることにより、建物への侵入等の犯罪行為を容易にするなど防犯上の支障をきたすため。 ・公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局市街地整備部再開発課
23	R6.1.9	R6.1.23	(1) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 (2) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 (3) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 (4) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 (5) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 (6) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 2019年から2023年の5期分 (閲覧対象部分に限る)	※	1						1										(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設課
24	R5.12.20	R6.1.23	総合設計制度に関し、以下2件の建築プロジェクトから提出された最新の「様式3の2 管理報告書」(添付書類を含む) ・六本木三丁目計画(総合設計HP通し番号447) ・(仮称)Brillia月島1丁目プロジェクト (総合設計HP通し番号650)																		当該文書は、作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地建設部建築指導課
25	R6.1.10	R6.1.24	東京都における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)の「将来都市計画道路ネットワークの検証」において、使用された道路の交通量推計に関する以下の文書 ・平成27年度 都市計画道路の整備に関する調査委託 報告書 ・平成27年度 都市計画道路の整備に関する調査委託 データ集	434	1																-	都市整備局都市基盤部街路計画課
26	R6.1.18	R6.1.24	建築計画概要書 平成31年度 第5271号	9	1																-	都市整備局多摩建築指導事務所 建築指導第一課
27	R6.1.25	R6.1.25	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 変更届出書 第一面 令和5年11月7日受付 (閲覧対象部分に限る)	1	1							1									(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設課
28	R6.1.19	R6.1.29	東京都東村山市〇〇町一丁目〇〇番〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書き許可に関する協定図 (10-H240006)	1	1																-	都市整備局多摩建築指導事務所 建築指導第二課
29	R6.1.16	R6.1.30	(1) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 (2) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇有限会社 (3) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 (4) 東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇 (5) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 (6) 東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇 (7) 東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇 (8) 東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇 決算変更届出書 2019年から2023年の5期分 (閲覧対象部分に限る)	※	1							1									(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号			7号	8号	9号
30	R5. 12. 14	R6. 1. 30	建築基準法第12条第1項に基づく 定期調査報告概要書 (令和5年4月27日受付分) (令和5年5月19日都収受) 建築基準法第12条第3項に基づく 定期検査報告概要書(建築設備(昇降機を除く。)) (令和5年4月20日受付分) (令和5年5月15日都収受) 定期検査報告概要書(昇降機) (令和5年6月22日受付分) (令和5年6月30日都収受) 【対象建築物】 所在地: 東京都小金井市〇〇町〇〇-〇〇-〇〇 名称: 〇〇	6	1														都市整備局多摩建築指導事務所管理課	
31	R5. 12. 14	R6. 1. 30	建築基準法第12条第1項に基づく 定期調査報告書 (令和5年4月27日受付分) (令和5年5月19日都収受) 建築基準法第12条第3項に基づく 定期検査報告書(建築設備(昇降機を除く。)) (令和5年4月20日受付分) (令和5年5月15日都収受) 定期検査報告書(昇降機) (令和5年6月22日受付分) (令和5年6月30日都収受) 【対象建築物】 所在地: 東京都小金井市〇〇町〇〇-〇〇-〇〇 名称: 〇〇	57	1					1	1	1							(条例第7条第2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (条例第7条第3号) 法人の設計手法等のノウハウが明らかになり、当該法人等の事業活動が明らかになるため。 法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営が損なわれると認められるもの。 (条例第7条第4号) 建物の状況写真であり、公にすることにより、犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。	都市整備局多摩建築指導事務所管理課
32	R6. 1. 25	R6. 1. 30	建築計画概要書 平成12年度 第2126号 平成17年度 第1960号	8	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	
33	R6. 1. 29	R6. 1. 31	・〇〇 都知事許可第〇〇号 ・〇〇 都知事許可第〇〇号 ・〇〇 都知事許可第〇〇号 以上の建設業許可申請書類全て (閲覧対象部分に限る)	401	1							1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。